

## 議案第 1 1 0 号

### 和解及び損害賠償額の決定について

次のとおり、琴浦町の義務に属する損害賠償について和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

#### 1 和解及び損害賠償の相手方

(甲) 琴浦町内 個人

#### 2 和解の要旨

町は、甲に損害賠償金327,000円を支払うものとする。

#### 3 事故の概要

(1) 事故発生年月日 令和3年8月9日

(2) 事故発生場所 琴浦町大字徳万地内

(3) 事故の状況

台風9号の影響により下伊勢共同加工施設の屋根が破損し、甲の住宅の玄関戸等に被害を与えたため、修繕に要する費用について賠償金を支払うもの。

令和 3 年 1 0 月 2 5 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和 3 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和